

岩手県告示第97号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第5項において読み替えて準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定介護機関が事業を廃止した旨次のとおり届出があった。

令和5年2月21日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 居宅療養管理指導

居宅介護事業者		居宅介護事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
八重樫 良昌	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越3番10号	八重樫歯科	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越3番10号	令和3年12月31日

2 介護予防居宅療養管理指導

介護予防事業者		介護予防事業所		廃止年月日
名称	主たる事務所の所在地	名称	所在地	
八重樫 良昌	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越3番10号	八重樫歯科	下閉伊郡岩泉町岩泉字森の越3番10号	令和3年12月31日